

審査意見への対応を記載した書類（6月）

（目次） 看護学研究科 看護学専攻（D）

【設置の趣旨・目的等】

1 設置の必要性、養成する人材像、3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーをいう。以下同じ。）について、以下の点を明確にするとともに、必要に応じて適切に改めること。（是正事項）

（1）「設置の趣旨等を記載した書類（本文）」の p.12「2 博士前期課程及び博士後期課程を同時設置する理由」において、「第1に、研究の継続性が得られること」を挙げている。しかしながら、博士前期課程の教育課程にある専門領域のうち、「看護マネジメント学領域」、「家族看護学領域」、「小児看護学領域」、「成人看護学領域」及び「在宅看護学領域」に関する領域が博士後期課程の教育課程上見受けられないことから、両課程を通じて「研究の継続性が得られる」計画なのか疑義がある。このため、両課程の「研究の継続性」が適切に担保されている計画であることについて具体的に説明すること。【研究科共通】・・・3ページ

（2）本研究科設置の必要性について、「設置の趣旨等を記載した書類（本文）」の p.8「4 大学院設置の趣旨及び必要性」において、本学が位置する川崎市の人口及び医療需要の将来推計を踏まえ、「大学院においては、・・・人材を養成し、地域包括ケアシステムをより実効性のあるものとしていく」と説明している。一方で、養成する人材像について、博士前期課程には「地域包括ケアシステムを推進できる人材」が含まれているものの、博士後期課程には見受けられず、設置の趣旨等を踏まえ、養成する人材像が適切に設定されているか判然としない。このため、本研究科設置の趣旨と、示された博士後期課程の養成する人材像との関係性について明らかにしつつ、博士後期課程において、どのように「地域包括ケアシステムをより実効性のあるものとしていく」のかについて明確に説明すること。・・・8ページ

（3）審査意見1（2）のとおり、養成する人材像の妥当性が判断できないため、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーの妥当性も判断できない。このため、関連する意見への対応を踏まえつつ、養成する人材像に整合したディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーが適切に設定されていることについて、図や表を用いつつ具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。・・・11ページ

【教育研究実施組織】

2 教員資格審査において、「不可」や「保留」、「適格な職位・区分であれば可」となった授業科目について、当該授業科目を担当する教員を専任教員以外の教員で補充する場合には、当該授業科目の教育課程における位置付け等を明確にした上で、当該教員を後任として補充することの妥当性について説明すること。(是正事項)・・・18ページ

3 「設置の趣旨等を記載した書類(本文)」のp.51「3 教員組織の年齢構成」においては、本学の定年規定に基づく定年年齢に達する者は「学長」、「副学長」、「学部長及び図書館長」及び「研究科長」の任期に関する規程により、「それぞれ4年間の任期制の職としているため、定年年齢は適用されない」と説明し、「学年進行中に定年退職を迎える教員はいない」と説明している。しかしながら、各役職の任期に関する規程において定められている任期は、役職に就く任期を定めているものと見受けられ、本学の教員として定年規程が適用されない取扱いであることが確認できないが、本学の定年規程が未提出であるため、取扱いが判然としない。このため、本学の定年規程を提出するとともに、年齢構成を踏まえた教育研究の継続性の観点から、改めて適切な教育研究実施組織が編制されていることを説明すること。【研究科共通】(改善事項)・・・19ページ

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (D)

【設置の趣旨・目的等】

1. (1) 「設置の趣旨等を記載した書類 (本文)」の p.12 「2 博士前期課程及び博士後期課程を同時設置する理由」において、「第1に、研究の継続性が得られること」を挙げている。しかしながら、博士前期課程の教育課程にある専門領域のうち、「看護マネジメント学領域」、「家族看護学領域」、「小児看護学領域」、「成人看護学領域」及び「在宅看護学領域」に関する領域が博士後期課程の教育課程上見受けられないことから、両課程を通じて「研究の継続性が得られる」計画なのか疑義がある。このため、両課程の「研究の継続性」が適切に担保されている計画であることについて具体的に説明すること。【研究科共通】

(対応)

審査意見への対応を記載した書類 (資料編) 資料1-1に示すように、博士前期課程で「看護マネジメント学領域」「家族看護学領域」「小児看護学領域」「成人看護学領域」「在宅看護学領域」を修了した者が、博士後期課程に進む場合には、博士前期課程で取り組んだ研究課題はより分化・昇華したものになっていくと考えられるため、博士後期課程では、より分化・昇華した研究課題に関連する領域で取り扱い、博士前期課程における研究の継続性の担保を図る。具体的には、高齢者の家族の問題を研究課題とする場合は、老年看護学領域、小児領域で子どもの精神的な問題を取り扱う場合は精神看護学領域、在宅領域で訪問看護ステーションの経営をテーマとする場合は医療経営学領域でそれぞれ博士前期課程での研究課題が継続できるようにする、ということである。また、看護マネジメントは、いずれの領域にも共通するので、どの領域の看護管理を取り扱うにより該当する領域で研究を継続することができる。さらに、複数指導体制をとることから、博士前期課程の「看護マネジメント学領域」「家族看護学領域」「小児看護学領域」「成人看護学領域」「在宅看護学領域」の教員が指導に加わることが可能である。

これらの説明を「設置の趣旨等を記載した書類 (本文)」の「第2章 2 博士前期課程及び博士後期課程を同時設置する理由」、「第5章 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件 3 研究指導」、「第7章 基礎となる学部 (又は修士課程) との関係」、「第12章 教員研究実施組織の編成の考え方及び特色 2 研究の分野及び研究体制 (2) 博士後期課程」に追記した。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類

新	旧
<p>【12ページ】</p> <p>第2章 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か</p> <p>2 博士前期課程及び博士後期課程を同時設置する理由</p> <p>第1に、研究の継続性が得られることである。将来、教育者や研究者を目指して博士前期課程で学修する者にとって、当初から博士後期課程を備えた研究科であることは、研究課題の選択と継続的な研究活動にかかわる重要事項である。博士後期課程があることで、博士前期課程の学生の学修において先の見通しが立ち、学修意欲の向上にもつながるほか、前期課程で研究の基礎を学び、後期課程への進学後も連続して一貫した研究指導を受けながら、研究する能力を育むことができる。</p> <p><u>看護学専攻においては、前期課程と後期課程の専門領域が完全に一致しているわけではない。しかし、前期課程で研究指導を行った多くの教員が後期課程においても研究指導ができる体制となっている。そのため、前期課程のみで後期課程に同様の領域がない基盤看護学分野の「看護マネジメント学」「家族看護学」、地域包括ケア看護学分野の「小児看護学」「成人看護学領域」「在宅看護学領域」「クリティカルケア看護学」の領域の前期課程修了者が後期課程に進む場合には、前期課程での研究を通じて、より分化・昇華した研究課題に最も関連の深い領域において、研究を継続するものとする。</u></p>	<p>【12ページ】</p> <p>第2章 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か</p> <p>2 博士前期課程及び博士後期課程を同時設置する理由</p> <p>第1に、研究の継続性が得られることである。将来、教育者や研究者を目指して博士前期課程で学修する者にとって、当初から博士後期課程を備えた研究科であることは、研究課題の選択と継続的な研究活動にかかわる重要事項である。博士後期課程があることで、博士前期課程の学生の学修において先の見通しが立ち、学修意欲の向上にもつながるほか、前期課程で研究の基礎を学び、後期課程への進学後も連続して一貫した研究指導を受けながら、研究する能力を育むことができる。</p>

<p>【29ページ】</p> <p>第5章 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件</p> <p>3 研究指導</p> <p>(2) 博士後期課程</p> <p>学生は、進学あるいは受験時にあらかじめ定め、事前相談を行い、教員側が認めた場合、受験ができる。<u>前期課程のみで後期課程に同様の領域がない「看護マネジメント学」「家族看護学」「小児看護学」「成人看護学領域」「在宅看護学領域」「クリティカルケア看護学」の領域の修了者が後期課程に進む場合には、前期課程の指導教員と相談し、後期課程での研究課題に最も関連の深い領域で事前相談を行う。</u></p> <p>学生は入学・進学後、定められた日程までに研究指導教員の許可を得て、総務学生課に研究指導教員を報告する。研究指導教員は、博士課程前期の研究との継続性、発展性を考慮し、早期から学生が自身の研究課題を明確にし、課題解決に取り組めるように支援する。また、副研究指導教員は、研究指導教員と協力して、学生の研究指導を行い、研究指導教員とは別の視点から学生の研究計画、学位論文の作成に関して研究指導教員と学生に対し独立して意見を述べ、学生の研究と論文に客観性を付与する。<u>「看護マネジメント学」「家族看護学」「小児看護学」「成人看護学」「在宅看護学」「クリティカルケア看護学」の修了者については、前期課程の指導教員が副指導教員として継続して研究指導に関われるよう配慮する。</u></p>	<p>【25ページ】</p> <p>第5章 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件</p> <p>3 研究指導</p> <p>(2) 博士後期課程</p> <p>学生は、進学あるいは受験時にあらかじめ定め、事前相談を行い、教員側が認めた場合、受験ができる。学生は入学・進学後、定められた日程までに研究指導教員の許可を得て、総務学生課に研究指導教員を報告する。研究指導教員は、博士課程前期の研究との継続性、発展性を考慮し、早期から学生が自身の研究課題を明確にし、課題解決に取り組めるように支援する。また、副研究指導教員は、研究指導教員と協力して、学生の研究指導を行い、研究指導教員とは別の視点から学生の研究計画、学位論文の作成に関して研究指導教員と学生に対し独立して意見を述べ、学生の研究と論文に客観性を付与する。</p>
---	--

<p>【36ページ】</p> <p>第7章 基礎となる学部（又は修士課程）との関係</p> <p>（2）博士後期課程</p> <p>基盤看護学分野においては、看護援助学、感染看護学を開設する。また地域包括ケア看護学分野では老年看護学、精神看護学、公衆衛生看護学、医療経営学を開設する。これらの分野は、健康課題が複合化、複雑化、高度化する現代社会において新たな知見、技術、ツール、システムのイノベーション、構築が求められる領域であり、地域包括ケアシステムの実効に向けて重要な領域である。<u>前期課程の基盤看護学分野の看護マネジメント学、家族看護学、地域包括ケア看護学分野の小児看護学、成人看護学、在宅看護学、助産学分野については、研究課題の内容に応じて、これらの領域のいずれかに包含されるものとする。</u></p> <p>「<u>図 看護学部と看護学研究科との関係図</u>」を修正</p>	<p>【32ページ】</p> <p>第7章 基礎となる学部（又は修士課程）との関係</p> <p>（2）博士後期課程</p> <p>基盤看護学分野においては、看護援助学、感染看護学を開設する。また地域包括ケア看護学分野では老年看護学、精神看護学、公衆衛生看護学、医療経営学を開設する。これらの分野は、健康課題が複合化、複雑化、高度化する現代社会において新たな知見、技術、ツール、システムのイノベーション、構築が求められる領域であり、地域包括ケアシステムの実効に向けて重要な領域である。</p> <p><u>図 看護学部と看護学研究科との関係図</u></p>
<p>【55ページ】</p> <p>第12章 教員研究実施組織の編成の考え方及び特色</p> <p>2 研究の分野及び研究体制</p> <p>（2）博士後期課程</p> <p>「基盤看護学分野」では、博士前期課程より範囲を広げ、急性期、慢性期、在宅の場における患者の症状をマネジメントするための看護援助に関する課題を取り扱う「看護援助学」、及び院内・施設、地域での感染管理の課題を取り扱う「感染看護学」で、学修・研究を行う。</p>	<p>【51ページ】</p> <p>第12章 教員研究実施組織の編成の考え方及び特色</p> <p>2 研究の分野及び研究体制</p> <p>（2）博士後期課程</p> <p>「基盤看護学分野」では、博士前期課程より範囲を広げ、急性期、慢性期、在宅の場における患者の症状をマネジメントするための看護援助に関する課題を取り扱う「看護援助学」、及び院内・施設、地域での感染管理の課題を取り扱う「感染看護学」で、学修・研究を行う。</p>

<p>また、「地域包括ケア看護学分野」では、主に高齢および地域での心身の健康な生活を支援するためのシームレスな看護の実践の課題を取り扱う「公衆衛生看護学」及び「精神看護学」、並びに主に施設運営等に関する課題を取り扱う「医療経営学」を置いて学修・研究を行う。</p> <p><u>前期課程の基盤看護学分野の看護マネジメント学、家族看護学、地域包括ケア看護学分野の小児看護学、成人看護学、在宅看護学、クリティカルケア看護学、助産学分野の助産学については、研究課題の内容に応じて、これらの領域のいずれかにおいて、学修・研究を行う。</u></p>	<p>また、「地域包括ケア看護学分野」では、主に高齢および地域での心身の健康な生活を支援するためのシームレスな看護の実践の課題を取り扱う「公衆衛生看護学」及び「精神看護学」、並びに主に施設運営等に関する課題を取り扱う「医療経営学」を置いて学修・研究を行う。</p>
--	--

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (D)

【設置の趣旨・目的等】

1. (2) 本研究科設置の必要性について、「設置の趣旨等を記載した書類 (本文)」の p. 8「4 大学院設置の趣旨及び必要性」において、本学が位置する川崎市の人口及び医療需要の将来推計を踏まえ、「大学院においては、・・・人材を養成し、地域包括ケアシステムをより実効性のあるものとしていく」と説明している。一方で、養成する人材像について、博士前期課程には「地域包括ケアシステムを推進できる人材」が含まれているものの、博士後期課程には見受けられず、設置の趣旨等を踏まえ、養成する人材像が適切に設定されているか判然としない。このため、本研究科設置の趣旨と、示された博士後期課程の養成する人材像との関係性について明らかにしつつ、博士後期課程において、どのように「地域包括ケアシステムをより実効性のあるものとしていく」のかについて明確に説明すること。

(対応)

博士後期課程では、リサーチエビデンスの活用や自らの研究を通して保健医療福祉の課題を解決することで、地域包括ケアシステムの推進に貢献できる人材の育成を目指す。このことが明確になるよう、博士後期課程において養成する人材像を、「自立して看護学の理論的基盤の構築や実践の改革を目指す研究に取り組み、研究を通じて保健医療福祉に関わる課題を解決することで、地域包括ケアシステムの推進に貢献できる人材、次世代への教育により、看護学及び看護実践の発展を推進できる人材」と修正した(設置の趣旨等を記載した書類 第1章 5 看護学研究科において養成する人材像)。養成する人材像の修正に対応して、ディプロマ・ポリシーのイを「変化し続ける地域や社会の保健医療福祉におけるニーズに対応し、研究を通じてケアの質保証・質向上に貢献する能力を有している」と修正した(設置の趣旨等を記載した書類 第1章 6 ディプロマ・ポリシー)。また、博士後期課程における研究を地域包括ケアシステムの中でより実効性のあるものとしていくために、博士後期課程での研究をその後どのように発展させていくかを「設置の趣旨等を記載した書類 第12章 教員研究実施組織の編成の考え方及び特色の2. 研究の分野及び研究体制」に追記した。

博士後期課程においては、自立した研究者として、地域の中で地域包括ケアの推進に関わる研究課題に取り組み、その研究成果の発信を通じて、ケアの質保証・質向上に活用することで、地域包括ケアシステムをより実効性のあるものとしていく。さらに、「第12章 教員研究実施組織の編成の考え方及び特色の2. 研究の分野及び研究体制」にあるように、学生の研究の内容によっては、単に学生個人の研究に留めるのではなく、市立の看護大学としての強みを活かし、川崎市の健康福祉局と連携して市の行政課題に対する支援や市職員や地域、地元企業等と連携した共同研究へと発展させながら、市政に対する提言を行うなど、研

究を通じて地域に貢献する取り組みへとつなげていく。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類

新	旧
<p>【9ページ】 第1章 設置の趣旨及び必要性 5 看護学研究科において養成する人材像 博士後期課程においては、<u>自立して看護学の理論的基盤の構築や実践の改革を目指す研究に取り組み、研究を通じて保健医療福祉に関わる課題を解決することで、地域包括ケアシステムの推進に貢献できる人材、次世代への教育と研究成果の発信により、看護学及び看護実践の発展を推進できる人材の養成を目指す。</u></p>	<p>【9ページ】 第1章 設置の趣旨及び必要性 5 看護学研究科において養成する人材像 博士後期課程においては、<u>自立した研究能力を有し、科学的根拠と倫理観に基いて思考・分析し、保健医療福祉に関わる課題の解決や次世代への教育により、看護学及び看護実践の発展を推進できる人材とする。</u></p>
<p>【10ページ】 6 ディプロマ・ポリシー (2) 博士後期課程 所定の単位を修得し、看護学研究を通して看護学及び看護実践の発展を推進する能力を有する者に博士(看護学)の学位を授与する。 ア 看護学における理論的基盤の構築や実践の改革を目指す研究を自立して行う能力を有している。 イ <u>変化し続ける地域や社会の保健医療福祉におけるニーズに対応し、研究を通じてケアの質保証・質向上に貢献する能力を有している。</u> ウ 看護学研究において、次世代を教育する能力を有している。</p>	<p>【10ページ】 6 ディプロマ・ポリシー (2) 博士後期課程 所定の単位を修得し、看護学研究を通して看護学及び看護実践の発展を推進する能力を有する者に博士(看護学)の学位を授与する。 ア 看護学における理論的基盤の構築や実践の改革を目指す研究を自立して行う能力を有している。 イ <u>変化し続ける社会のニーズに対応し、エビデンスを用いてケアの質保証・質向上に貢献する能力を有している。</u> ウ 看護学研究において、次世代を教育する能力を有している。</p>

<p>エ 学際的かつ<u>グローバル</u>な観点に立って看護の課題に取り組み、リーダーシップを発揮し、社会に発信していく能力を有している。</p> <p>【55ページ】 第12章 教員研究実施組織の編成の考え方及び特色 2 研究の分野及び研究体制 研究科（前期課程・後期課程）において、地域をテーマとした研究土壌を高めると共に、単に学生個人の研究に留めるのではなく、川崎市の中でも保健衛生を所管する健康福祉局と連携し、行政の持つデータの活用などにより、本市の行政課題に対する支援や市職員や地域、地元企業等と連携した共同研究へと<u>発展させながら</u>、市政に対する提言を行うなど、研究を通じて<u>地域に貢献するとともに</u>、<u>更なる大学として</u>の知見を高める取り組みを行っていく。</p>	<p>エ 学際的かつ<u>国際的</u>な観点に立って看護の課題に取り組み、リーダーシップを発揮し、社会に発信していく能力を有している。</p> <p>【51ページ】 第12章 教員研究実施組織の編成の考え方及び特色 2 研究の分野及び研究体制 研究科（前期課程・後期課程）において、地域をテーマとした研究土壌を高めると共に、単に学生個人の研究に留めるのではなく、川崎市の中でも保健衛生を所管する健康福祉局と連携し、行政の持つデータの活用などにより、本市の行政課題に対する支援や市職員や地域、地元企業等と連携した共同研究を<u>行いながら</u>、市政に対する提言を行うなど、研究を通じて更なる大学としての知見を高める取り組みを行っていく。</p>
---	--

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (D)

【設置の趣旨・目的等】

1. (3) 審査意見1(2)のとおり、養成する人材像の妥当性が判断できないため、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーの妥当性も判断できない。このため、関連する意見への対応を踏まえつつ、養成する人材像に整合したディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーが適切に設定されていることについて、図や表を用いつつ具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(対応)

審査意見1(2)を受けて、「第1章 設置の趣旨及び必要性 5 看護学研究科において養成する人材像」を「自立して看護学の理論的基盤の構築や実践の改革を目指す研究に取り組み、研究を通じて保健医療福祉に関わる課題を解決することで、地域包括ケアシステムの推進に貢献できる人材、次世代への教育と研究成果の発信により、看護学及び看護実践の発展を推進できる人材」とし、それに対応して博士後期のディプロマ・ポリシーを、「ア 看護学における理論的基盤の構築や実践の改革を目指す研究を自立して行う能力を有している」、「イ 変化し続ける地域や社会の保健医療福祉におけるニーズに対応し、研究を通じてケアの質保証・質向上に貢献する能力を有している」、「ウ 看護学研究において、次世代を教育する能力を有している」、「エ 学際的かつグローバルな観点に立って看護の課題に取り組み、リーダーシップを発揮し、社会に発信していく能力を有している」とした。

「自立して看護学の理論的基盤の構築や実践の改革を目指す研究に取り組む」ためには、ディプロマ・ポリシー「ア 看護学における理論的基盤の構築や実践の改革を目指す研究を自立して行う能力」が、「研究を通じて保健医療福祉に関わる課題を解決することで、地域包括ケアシステムの推進に貢献」するためには、ディプロマ・ポリシー「イ 変化し続ける地域や社会の保健医療福祉におけるニーズに対応し、研究を通じてケアの質保証・質向上に貢献する能力」が、「次世代への教育と研究成果の発信により、看護学及び看護実践の発展を推進できる」ためには ディプロマ・ポリシー「ウ 次世代を教育する能力」および「エ 学際的かつグローバルな観点に立って看護の課題に取り組み、リーダーシップを発揮し、社会に発信していく能力」がそれぞれ必要である。

次に、修正後の博士後期課程で養成する人材像、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーとの整合性を点検し、「第4章 教育課程の編成の考え方及び特色 2 博士前期課程の編成の考え方及び特色」、「第11章 入学者選抜の概要」について修正加筆を行い、資料に博士後期課程で養成する人材像とディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの対応表を追加した。

【資料】

審査意見への対応を記載した書類（資料編）資料 1－3

設置の趣旨等を記載した書類（資料編）資料 4－2

以下に博士後期課程におけるディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシー、アドミッションポリシーの関連について説明する。

教育課程は、「共通基盤科目」「専門科目」「研究科目」の科目群で編成する。共通基盤科目は、自立した研究者の基盤として、現象の全体性を捉えるアプローチや科学的検証等の看護研究の方法論的基盤や研究成果の発信力の強化に必要な科目である。専門科目では、各専門領域科目を配置し、専門領域毎に特論科目及び演習科目を設定し、特に演習科目を通じて自立した研究者として、学際的かつグローバルな観点に立って看護の課題解決にリーダーシップを発揮して取り組む姿勢を修得する。研究科目は、共通基盤科目、専門科目における学修成果を、学生が自ら発展させ、創造的で新たな知見を産出する看護学研究の論文作成に取り組む科目とする。博士論文の作成にあたっては、研究計画の中間報告や複数教員による、組織的で計画的な研究指導体制をとる。

これらの履修を通じて、ディプロマ・ポリシーである ア 看護学における理論的基盤の構築や実践の改革を目指す研究を自立して行う能力を有している。イ 変化し続ける地域や社会の保健医療福祉におけるニーズに対応し、研究を通じてケアの質保証・質向上に貢献する能力を有している。ウ 看護学研究において、次世代を教育する能力を有している。エ 学際的かつ国際的な観点に立って看護の課題に取り組み、リーダーシップを発揮し、社会に発信していく能力を有している といった能力の修得を目指す。

次に、ディプロマ・ポリシーを達成するための具体的な科目の履修とアドミッション・ポリシーとの関連について説明する。

「共通基盤科目」の看護研究方法特論Ⅰ（実験・介入）、看護情報学特論、統計学（応用）、看護学教育特論、看護研究法特論Ⅱ（観察研究・尺度開発）、看護研究法特論Ⅲ（質的研究発展）の履修により、看護学における理論的基盤の構築を目指す研究を行う上で必要な手法を修得した後、「専門科目」の各専門領域の特論および特別演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲでそれぞれの専門領域における地域や社会の課題を追求し、ゼミ形式の授業で研究課題に関する理解を深めていく。さらに学術集会への参加等のフィールドワークを通じて、国内外の看護学及び関連領域の研究者との交流を図ることで学際的、グローバルな視点を養い、看護の課題解決にリーダーシップを発揮して取り組む姿勢を修得していく。「共通基盤科目」の統計学（応用）は研究課題を設定する際の保健医療福祉のニーズ把握にも活用できる。英語論文作成演習Ⅰ（基礎）、英語論文作成演習Ⅱ（発展）では、研究成果をグローバルに発信していく能力を修得する。

各専門領域での「研究科目」では、特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲにおいて、各専門領域での「専門科目」での学修に基づいて、各自が定めた保健医療福祉におけるケアの質保証・質向上につ

ながら研究テーマに対して、研究指導教員、副研究指導教員等と共に多角的、複合的に検討、研究を遂行し、博士論文を作成する。看護学研究科目における博士論文作成、研究指導教員、副研究指導教員等とのディスカッションを通して、自立した研究者としての能力、次世代を教育するために基盤となる能力を修得する

これに対応して、博士後期課程の入学者の選抜においては、それぞれの専門領域での課題を追及して研究を遂行し、研究成果の発信、次世代の教育や研究を通して社会に貢献したいという意志をもつ「職務に関する知見を有し、看護学への探求心を有する人」「看護学研究に対する強い動機と基礎的研究能力を身に付け、自立して学修する姿勢を有する人」「研究を通して、看護学や看護実践の発展に寄与するとともに、地域社会及び国際社会に貢献する意志を有する人」を受け入れる。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類

新	旧
<p>【9ページ】 第1章 設置の趣旨及び必要性 5 看護学研究科において養成する人材像 博士後期課程においては、<u>自立して看護学の理論的基盤の構築や実践の改革を目指す研究に取り組み、研究を通じて保健医療福祉に関わる課題を解決することで、地域包括ケアシステムの推進に貢献できる人材、次世代への教育と研究成果の発信により、看護学及び看護実践の発展を推進できる人材を目指す。</u></p> <p>【10ページ】 6 ディプロマポリシー (2) 博士後期課程 所定の単位を修得し、看護学研究を通して看護学及び看護実践の発展を推進する能力を有する者に博士(看護学)の学位を授与する。</p> <p>ア 看護学における理論的基盤の構築</p>	<p>【9ページ】 第1章 設置の趣旨及び必要性 5 看護学研究科において養成する人材像 博士後期課程においては、<u>自立した研究能力を有し、科学的根拠と倫理観に基づいて思考・分析し、保健医療福祉に関わる課題の解決や次世代への教育により、看護学及び看護実践の発展を推進できる人材とする。</u></p> <p>【10ページ】 6 ディプロマポリシー (2) 博士後期課程 所定の単位を修得し、看護学研究を通して看護学及び看護実践の発展を推進する能力を有する者に博士(看護学)の学位を授与する。</p> <p>ア 看護学における理論的基盤の構築</p>

<p>や実践の改革を目指す研究を自立して行う能力を有している。</p> <p>イ <u>変化し続ける地域や社会の保健医療福祉におけるニーズに対応し、研究を通じてケアの質保証・質向上に貢献する能力を有している。</u></p> <p>ウ 看護学研究において、次世代を教育する能力を有している。</p> <p>エ 学際的かつ<u>グローバルな観点に立って看護の課題に取り組み、リーダーシップを発揮し、社会に発信していく能力を有している。</u></p> <p>【23ページ】</p> <p>第4章 教育課程の編成の考え方及び特色</p> <p>2 博士後期課程の編成の考え方及び特色</p> <p>○カリキュラム・ポリシー</p> <p>博士後期課程では、ディプロマ・ポリシーを達成するために、以下の方針でカリキュラムを編成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程は、「共通基盤科目」「専門科目」「研究科目」の科目群で編成する。 ・共通基盤科目は、<u>自立した研究者の基盤として、現象の全体性を捉えるアプローチや科学的検証等の看護研究の方法論的基盤や研究成果の発信力の強化に必要な科目で構成する。</u> ・専門科目では、各専門領域科目を配置し、専門領域毎に特論科目及び演習科目を設定し、<u>特に演習科目を通じて自立した研究者として、学際的かつグローバルな観点に立って看護の課題解決にリーダーシップを発揮して取り組む姿勢を修得する。</u> 	<p>や実践の改革を目指す研究を自立して行う能力を有している。</p> <p>イ <u>変化し続ける社会のニーズに対応し、エビデンスを用いてケアの質保証・質向上に貢献する能力を有している。</u></p> <p>ウ 看護学研究において、次世代を教育する能力を有している。</p> <p>エ 学際的かつ<u>国際的な観点に立って看護の課題に取り組み、リーダーシップを発揮し、社会に発信していく能力を有している。</u></p> <p>【21ページ】</p> <p>第4章 教育課程の編成の考え方及び特色</p> <p>2 博士後期課程の編成の考え方及び特色</p> <p>○カリキュラム・ポリシー</p> <p>博士後期課程では、ディプロマ・ポリシーを達成するために、以下の方針でカリキュラムを編成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程は、「共通基盤科目」「専門科目」「研究科目」の科目群で編成する。 ・共通基盤科目では、現象の全体性を捉えるアプローチや科学的検証等の看護研究の方法論的基盤の強化に必要な科目で構成する。 ・専門科目では、各専門領域科目を配置し、専門領域毎に特論科目及び演習科目を設定する。
---	--

・研究科目は、共通基盤科目、専門科目における学修成果を、学生が自ら発展させ、創造的で新たな知見を産出する看護学研究の論文作成に取り組む科目とする。

・論文作成にあたり、研究計画の中間報告や複数教員による、組織的で計画的な研究指導体制をとる。

(1) 共通基盤科目の配置

自立した研究者として看護学における理論的基盤の構築を目指す研究を行い、次世代を育成していく上で必要な理論、研究手法を修得するための科目として、看護研究方法特論Ⅰ（実験・介入）、看護情報学特論、統計学（応用）、看護学教育特論、看護研究法特論Ⅱ（観察研究・尺度開発）、看護研究法特論Ⅲ（質的研究発展）の6科目を配置した。統計学（応用）は保健医療福祉のニーズ把握にも活用できる科目である。さらに研究成果をグローバルに発信していく能力を育成するために英語論文作成演習Ⅰ（基礎）、英語論文作成演習Ⅱ（発展）を配置した。

(2) 専門科目の配置

自立した研究者として、学際的かつグローバルな観点に立って看護の課題解決にリーダーシップを発揮して取り組む姿勢を学修するために、各専門領域における特論および特別演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを設定した。それぞれの専門領域における地域や社会の課題を追求するとともに、特別演習などではゼミ形式で研究課題に関する理解を深め、研究手法を向上させ、さらに学術集会への参

・看護学研究では、共通基盤科目、専門科目における学修成果を、学生が自ら発展させ、創造的で新たな知見を産出する研究論文の作成に取り組む科目とする。

・論文作成にあたり、研究計画の中間報告や複数教員による、組織的で計画的な研究指導体制をとる。

(1) 共通基盤科目の配置

博士論文作成のための理論的、研究技術的科目として、英語論文作成演習Ⅰ（基礎）、英語論文作成演習Ⅱ（発展）、看護研究方法特論Ⅰ（実験・介入）、看護情報学特論、統計学（応用）、看護学教育特論、看護研究法特論Ⅱ（観察研究・尺度開発）、看護研究法特論Ⅲ（質的研究発展）の8科目を配置した。

(2) 専門科目の配置

各専門領域で特論および演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを設定した。それぞれの専門領域における知識を追求するとともに、演習などではゼミ形式で研究課題に関する知識、研究技術の向上、さらに学術集会等のフィールドワークも入れながら、国内外の研究者との交流を図る。演習は原則、通期科目となる。

加等のフィールドワークを通じて、国内外の看護学及び関連領域の研究者との交流を図ることで学際的、グローバルな視点を養う。特別演習は原則、通期科目となる。

【24ページ】

(3) 看護学研究科目

各専門領域での専門科目である特論、演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲでの学修に基づいて、保健医療福祉におけるケアの質保証・質向上につながる研究課題に対して博士論文として取り組む特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを設定した。研究は原則、通期科目となる。個人の研究テーマを研究指導教員、副研究指導教員等と共に多角的、複合的に検討し、研究を遂行するための科目として位置付けた。看護学研究科目における博士論文作成、研究指導教員、副研究指導教員等とのディスカッションを通して、次世代を教育するために基盤となる能力を修得する。

【48ページ】

第11章 入学者選抜の概要

1 入学者受入の方針

(2) アドミッションポリシー(博士後期課程)

1. 職務に関する知見を有し、看護学への探求心を有する人
2. 看護学研究に対する強い動機と基礎的研究能力を身に付け、自立して学修する姿勢を有する人
3. 研究を通して、看護学や看護実践の発展に寄与するとともに、地域社会及び国際社会に貢献する意志を有する人

(3) 看護学研究科目

各専門領域で、研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを設定した。研究は原則、通期科目となる。個人の研究テーマを研究指導教員、副研究指導教員等と共に多角的、複合的に検討し、研究を遂行するための科目として位置付けた。

【45ページ】

第11章 入学者選抜の概要

1 入学者受入の方針

(2) アドミッションポリシー(博士後期課程)

1. 実務の知見を有し、看護学への探求心を有する人
2. 看護学研究に対する強い動機と基礎的研究能力を身に付け、自立して学修する姿勢を有する人
3. 看護学や看護実践の発展に寄与する意志を有する人
看護学を通じて、地域社会及び国際

<p>なお、博士後期課程においては、本 研究科博士前期課程からの内部進学者に ついて、「内部進学者選抜」の区分を設 ける。</p>	<p><u>社会に貢献する意志を有する人</u> なお、博士後期課程においては、本研 究科博士前期課程からの内部進学者に ついて、「内部進学者選抜」の区分を設 ける。</p>
---	---

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (D)

【教育研究実施組織】

2 教員資格審査において、「不可」や「保留」、「適格な職位・区分であれば可」となった授業科目について、当該授業科目を担当する教員を専任教員以外の教員で補充する場合には、当該授業科目の教育課程における位置付け等を明確にした上で、当該教員を後任として補充することの妥当性について説明すること。

(対応)

教員資格審査において「不可」の判定を受け、教員を補充する授業科目については、全て専任教員を補充する。

(改善事項) 看護学研究科 看護学専攻 (D)

【教育研究実施組織】

3 「設置の趣旨等を記載した書類 (本文)」の p. 51 「3 教員組織の年齢構成」においては、本学の定年規定に基づく定年年齢に達する者は「学長」、「副学長」、「学部長及び図書館長」及び「研究科長」の任期に関する規程により、「それぞれ4年間の任期制の職としているため、定年年齢は適用されない」と説明し、「学年進行中に定年退職を迎える教員はいない」と説明している。しかしながら、各役職の任期に関する規程において定められている任期は、役職に就く任期を定めているものと見受けられ、本学の教員として定年規程が適用されない取扱いであることが確認できないが、本学の定年規程が未提出であるため、取扱いが判然としない。このため、本学の定年規程を提出するとともに、年齢構成を踏まえた教育研究の継続性の観点から、改めて適切な教育研究実施組織が編制されていることを説明すること。【研究科共通】

(対応)

本学の定年規程を追加で提出した。定年規程に定めたとおり、教員の定年は65歳だが、後期課程の完成年度までに定年退職を迎える教員はいないこと。また、学長・副学長及び研究科長(令和7年4月1日部局長任用予定者2名を含む)は開学時65歳以上だが、任期を定めて任用される職のため定年年齢は適用されないことの説明を、設置の趣旨等を記載した書類「第12章 教員研究実施組織の編成の考え方及び特色 3 教員組織の年齢構成」に追加し、資料を追加した。

また、教員の年齢構成については、大学院の開学時には40歳代の比較的若い人材も採用する等、教育研究の継続性を担保するように配置するとともに、教員数が多い博士前期課程の完成年度である令和8年度末においても、40歳代から50歳代の教員が6割を占めるなど年齢層に偏りがなく、バランスのとれた教員配置としている。

なお、設置認可申請時の規定では、研究科長の任期を4年としていたが、研究科長は学部長と同等の職責であることから、既存の学部長の任期と同じ2年とするとともに、完成年度までの継続性を担保するため、任期を後期課程の完成年度までとした。

【資料】

< 審査意見への対応を記載した書類 (資料編) >

資料7-1 川崎市立看護大学の教員等の定年に関する規程

資料7-2 川崎市立看護大学研究科長の任期に関する規程

< 設置の趣旨等を記載した書類 (資料編) >

資料12-4 川崎市立看護大学研究科長の任期に関する規程

資料12-5 川崎市立看護大学の教員等の定年に関する規程

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類

新	旧
<p>【55ページ】</p> <p>第12章 教員研究実施組織の編成の考え方及び特色</p> <p>3 教員組織の年齢構成</p> <p>(1) 年齢構成</p> <p>研究科の年齢構成については、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化に支障がない構成であり、60歳代9名、50歳代14名、40歳代10名の構成としており、教授の平均年齢は約57.4歳、准教授の平均年齢は約54.8歳、講師の平均年齢は約49歳となっている。</p> <p>教員の定年は65歳であるが、後期課程の完成年度までに定年退職を迎える教員はいない。また、学長・副学長及び研究科長(予定者)は開学時65歳以上であるが、任期を定めて任用される職のため定年年齢は適用されない。根拠は以下のとおりである。</p> <p>【56ページ】</p> <p>(2) 教員(教授、准教授、講師)の定年</p> <p>川崎市直営の大学院である本学の教員の定年については、以下のとおりである。</p> <p>1) 地方公務員法(以下「地公法」という。)第28条の6 第2項</p> <p>職員の定年は、国の職員につき定められている定年を基準として条例で定める。</p> <p>2) 教育公務員特例法(以下「教特法」</p>	<p>【51ページ】</p> <p>第12章 教員研究実施組織の編成の考え方及び特色</p> <p>3 教員組織の年齢構成</p> <p>研究科の年齢構成については、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化に支障がない構成であり、60歳代9名、50歳代13名、40歳代9名の構成としており、教授の平均年齢は約58.5歳、准教授の平均年齢は約54.8歳、講師の平均年齢は約49歳となっている。</p> <p>また、教員の定年については、「川崎市立看護大学の教員等の定年に関する規程」において、若干名が定年年齢に達してしているが、「川崎市立看護大学学長の任期に関する規程」、「川崎市立看護大学副学長の任期に関する規程」、「川崎市立看護大学学部長及び図書館長の任期に関する規程」及び「川崎市立看護大学研究科長の任期に関する規程」により、それぞれ4年間の任期制の職としているため、定年年齢は適用されない。学年進行中に定年退職を迎える教員はいない。完成年度後に退職や欠員が生じた場合は、学部内教員の昇格によって補填することや、公募による採用を検討する。</p>

という。)第8条
大学教員に対する1)の規定の適用については、「国の職員につき定められている定年を基準として条例で」とあるのは「評議会の議に基づき学長が」とする。

3) 川崎市立看護大学の教員等の定年に関する規程
2)の規定より、本学では「川崎市立看護大学の教員等の定年に関する規程」を制定し、教員の定年を65歳と規定している。(資料12-5)
後期課程の完成年度までに定年退職を迎える教員はいないが、完成年度後に退職や欠員が生じた場合は、学部内教員の昇格によって補填することや、公募による採用を検討する。

(3) 学長・副学長・研究科長
川崎市直営の大学院である本学の学長・副学長・研究科長の在職期間については、次のとおりである。

1) 地公法第28条の6 第4項
第1～3項の規定(定年による退職)は、(中略)その他の法律により任期を定めて任用される職員(中略)には適用しない。

2) 教特法第7条
学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

3) 学長・副学長・研究科長の在職期間
1)、2)により、教特法第7条により任期を定めて任用される大学の学長及び部局長に、地公法第28条の6の定年規程は適用されない。(逐条地方公務員法(第2次改定版 橋本勇 著))

4) 本学における任期規程

<p><u>評議会の議に基づき、学長、副学長、学部長及び図書館長、研究科長の任期について学長が定める規程（資料12-1～4）により、再任を含めるといずれも最大6年の任期となっている。</u></p> <p>（資料12-1 川崎市立看護大学学長の任期に関する規程）</p> <p>（資料12-2 川崎市立看護大学副学長の任期に関する規程）</p> <p>（資料12-3 川崎市立看護大学学部長及び図書館長の任期に関する規程）</p> <p><u>（資料12-4 川崎市立看護大学研究科長の任期に関する規程）</u></p> <p><u>（資料12-5 川崎市立看護大学の教員等の定年に関する規程）</u></p>	<p>（資料12-1 川崎市立看護大学学長の任期に関する規程）</p> <p>（資料12-2 川崎市立看護大学副学長の任期に関する規程）</p> <p>（資料12-3 川崎市立看護大学学部長及び図書館長の任期に関する規程）</p> <p>（資料12-4 川崎市立看護大学研究科長の任期に関する規程）</p>
---	---